

研修費は教員研修規程第17条に基づき支出されます。

第17条 海外研修教員及び国内研修教員を命じられた者に対しては、交通費、滞在費及び研修委託費(大学・研究所等の機関に支払う費用)等に充てるため次の区分により研修費を支給する。(以下、略)

この「支出予定」がありませんと研修費が個人所得とみなされ、課税対象となる可能性があります。ただし、領収書などを後日提出していただく必要はありません。

研修費支出予定についての所定の書式は特にありません。

支給される研修費(国内分600,000円(滞在1ヶ月につき5万円以内(日割計算))について、使用見込みの内訳をご提出ください。(費目ごとの金額は概算で結構です。)

なお、同一費目を準備費(研修費)と個人研究費の両方から支出することはできませんので、ご注意ください。

.....

見 本 ※費目・金額は例として列挙しています。

200 (平成)年 月 日

2009 (平成21)年度国内研修費細目(支出予定)

所 属

氏 名

印

研修費(研修先への支払い) 円

交通費(〇〇線△△駅～■●線▼▼駅) 円

資料代 円

消耗品費(文具代) 円

通信費(郵送代) 円

合 計 600,000 円